

第28回 さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 会議録

- 1 日時 平成24年6月4日(月) 午後7時～午後8時30分
- 2 場所 サークル室(文京シビックセンター12階)
- 3 出席者 専門委員会委員 安達修一委員、岡輝明委員、名取雄司委員、山崎瑞樹委員、
黒田陽久委員、清水朋子委員、西田隆重委員、飯田昌男委員、
今井桂子委員
専門委員会幹事 佐藤男女協働子育て支援部長、宮本保健衛生部長、
中島資源環境部長、中村施設管理部長
区職員 辻保育課長、渡邊予防対策課長、海老澤環境政策課長、
鶴沼施設管理課長、太田保育係長、大澤主事、小平主事

4 配付資料

- 資料第1号 平成24年度文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員等一覧
資料第2号 心理相談・健康リスク相談の開催状況等について
資料第3号 胸部X線写真の読影・保管についての保護者宛通知文書
資料第4号 アスベスト文献購入結果報告
資料第5号 最近のアスベストへの対応について

平成23年度資料第8号 平成24年度の予定について
文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱

5 会議進行

(1) 委員の紹介と委嘱状の交付について

保育課長 委員の紹介は、自己紹介でお願いしたい。委嘱状は、机上配布とする。

◇◇◇ 各委員から自己紹介 ◇◇◇

保育課長 幹事と事務局を紹介する。

(2) 委員長及び委員長職務代理の選任について

保育課長 第4期の新しい委員長を委員の皆様で互選という形でお願いしたい。
まず立候補やご推薦があれば。

委員 安達先生にお願いしたい。

安達委員 では、今期かぎりということで。(拍手にて承認)

保育課長 ありがとうございます。続いて、委員長職務代理は委員長推薦ということですが。

安達委員 まだお見えになっていないが、小石川・文京区医師会の先生どちらかにお願いしたい。
地元のお子さん方ということもあるので。

◇◇◇山崎委員・黒田委員到着後◇◇◇

安達委員 委員長職務代理の選任については、医師会推薦の先生方に職務代理を務めていただきたい。昨年は文京区医師会なので、今年是小石川医師会の黒田先生に。

黒田委員 わかりました。

(3) 心理相談・健康リスク相談

委員長 読影も軌道にのり、順調に行われていて、幸い特に異常もなくきている。今年も例年に従って行いたい。まずは、前年度の実施状況の報告を。

保育課長 23年度心理相談・健康リスク相談の開催状況について説明する。

10月1日、3月3日の2回実施している。心理相談は1組、健康リスク相談は2組で、当初に比べると数は少ない。10月1日に心理相談1組、健康リスク相談2組で、3月3日は先生に待っていただいていたが誰も来なかったという状況だった。職員向けの相談については、2年目以降実績はない。

健康手帳の配付状況については、昨年度から数字の変更はない。園児は対象者108人に対して受領者79人、職員については対象者41人に対して受領者23人である。21年10月時点で、(受領者は)園児76人、職員23人だったが翌年の22月1月に79人、23人になった。

協定締結の状況は、対象者108人に対して締結者86人で、こちらも昨年度から数字の変更はない。こちらの報告は以上。

委員長 心理相談はメンタル面ということで、子どもたちの成長に伴う問題があるが、健康リスク相談は医学的な面と、リスク的な面が一緒になっている。昨年の場合も平野先生、私が担当したが、内容に応じて対応してきた。

件数は少ないが、相談が続く限りは対応していく。臨床面、リスク面で対応する先生、心理相談については清水先生。ということで、事務局の方から実施時期の提案を。

保育課長 まず、心理相談、健康リスク相談に対応していただくメンバーを決めてもらい、そのうえで日程調整をしたい。資料第8号に今後の予定があるが9月頃に予定している。昨年は10月にやっているのので、9月～10月くらいにやりたいと思っている。

委員長 昨年、平野先生にやっていただいたが、今年は名取先生にも加わってもらい、心理相談については、清水先生にお願いしたい。

日程については、9月か10月の土曜日の午後で願います。調整は事務局で。平野先生、名取先生、リスクについては私が担当ということで。

(4) 高校入学時胸部X線写真の読影・保管の実施について

委員長 事務局から報告をお願いします。

保育課長 資料第3号は、保護者様宛にご案内の通知をしたもの。さしがや保育園の元園児が高校に入学した時に撮影した胸部X線写真について、希望する方に提出いただき専門委員会で読影をする事業を平成21年度から実施している。ちなみにこれまでの状況は、21年度は対象20名に対し10名、22年度は21名に対し7名、23年度は20名に対し7名、累計24名から提出があった。職員は23年度に39名対象から6名の提出があった。

今年度は対象児童20名だが、このうち1人は海外在住のため通知はできていないため、19名に通知をしている。

ちなみに、これまで読影した結果、アスベスト関連で通知した件数はゼロである。提出

期限については、平成24年7月31日としている。読影の結果は8月下旬から9月上旬に通知する予定である。したがって、読影会の日程は、これ以前にお願いしたい。昨年は8月23日に、2年前は8月18日に開催した。これらの内容について、5月12日に区役所で説明会を行った。4～5名の保護者がおいでになった。その中で、保護者から2つほど質問があったため、専門委員会でお伝えすると言った。まずは、高校生になりアルバイトをする中で、受動喫煙について影響があるかどうか。もうひとつは、最近話題になっている脱法ハーブの煙の影響はどうか。という質問があった。お答えが可能であればいただきたい。

委員長 まず、読影の実施時期については定着してきている。学校保健安全法では6月末までに定期健診が実施されているので、7月31日は無理なく回収できる時期。学校で写真を出してくれないという話はないか。

保育課長 当初はそのような話はあったが、その場合はこのような文書をお出しくださいということで文書を用意したため、それ以降は問題なくなっている。

委員長 今年度は19名対象、ひとは1名が海外ということで、協定等を結んでいけばまた違う形でのタイミングがあると思う。今年度も臨床の先生を中心に声をかけていただいて、開催時期を調整する。

5月の説明会での質問だが、喫煙の影響は当初から心配されていて、自分の喫煙や周りからの受動喫煙は心配されている。成人になるにつれて、生活空間がひろがっていくため、いろんな場面でのばく露が考えられる。中皮腫との関係は全く関係ないとは言えない。委員会ニュースが年末に出されるので、そこで簡単にまとめて提示したらどうか。質問した方は早急に返事を求めているのか。

保育課長 早急ということではない。この際だから確認をしておきたいという様子だった。

委員長 12月頃発行する委員会ニュースまでに内容を検討して、次回の専門委員会での原案が出せればと思う。脱法ハーブは情報が非常に少ないと思うが・・・

委員 脱法ハーブと石綿関連疾患の関係はないと思う。

保育課長 煙を吸うということで、受動喫煙と同じイメージを持つと思う。

保健衛生部長 実際に見たことはないのですが、詳細はわからないが、それが直接アスベスト肺と直結するとは考えにくい。どちらかということ依存性の方が危険。

岡委員 将来、何十年か経つとそういう知識や情報も増える。今はお答えできないというのが正しい回答ではないかと思う。

委員長 受動喫煙の延長ということではないか。直接吸うのかお線香で吸うのか。岡先生がおっしゃったような見解が正しい。今は資料がないため委員会ニュースで出すということで。読影については、脊柱側弯の所見があった場合、そのコメントも付けている。職員の申込時期は随意か。

保育課長 はい。特にこの年代というのがないため、たまたま撮影する機会があったらその時に提出いただくということになる。

委員長 職員は年齢が高いため、石灰化ということもある。所見があれば先生方の意見をまとめてお返しする。

委員 今高2のお子さんのお母さんで、今年撮ったわけではないが、手元にある写真を提出することは可能か、という質問があった。

保育課長 7月末までは今回の対象になるが、8月以降に出された場合は翌年度に読影する。

(5) アスベスト関連の文献購入について

委員長 昨年度の状況について説明をお願いします。

保育課長 専門委員会では2万円の予算を計上している。委員の推薦をうけて事務局で購入している。23年度は8冊、計17,838円の書籍を購入した。真砂中央図書館にアスベスト文献のコーナーを設置して、そちらに開架している。

そのほか、昨年、委員の方から話のあった綾瀬小学校校舎解体についてのホームページの記事をバインダーに綴じて、アスベスト文献コーナーに配置している。

委員長 8番の衛生学雑誌は特集記事だったか？

保育課長 そうですね。長松(前)委員からの推薦で取り寄せたもの。

委員長 複数の著者が書かれていると思うので、論文のタイトル、著者名を書いてもらうようお願いしたい。委員で、推薦の本があれば随時事務局へ。書籍でなくとも、ホームページの記事などをプリントアウトして対応してもらえるので、何かあればお願いします。

委員 今までどんな書籍があるかというリストは、真砂中央図書館に行かないとわからないのか。推薦するときに同じものを挙げても仕方ないので。

保育課長 ホームページで一覧になっているものがあるので、そちらでご確認を。

委員 新刊でなくてもいいか。

保育課長 はい、新刊でなくてもよい。

(6) 最近のアスベストの対応について

委員長 最近のアスベストの対応について、名取委員からの議題の提案があった。

保育課長 事前に依頼のあった資料については、資料5にまとめた。最近、石綿を飛散させるずさんな解体工事が目立つということで、名取委員から文京区の届出件数等についての調査の依頼があった。

名取委員 まずは、所管課長から、大気汚染防止法や建設リサイクル法に基づく工事に対応について説明を。そのあとで、違う角度から現状について話をしたい。

環境政策課長 1点目の大気汚染防止法の石綿除去工事の届出の状況について、直近4年間の届出件数は、21年度は50件と多いが、おおむね30件台で推移している。

2点目の建設リサイクル法に基づく工事の届出件数は、所管の建築課で聞いた数字である。件数は直近の4年間の届出は、400件前後で推移している。これは全体の数字だが、解体の件数は300件前後、アスベスト有の記載がある件数が、(20年度から)17、18、23、42件と推移している。

3点目は、私どもが所管している条例関係の資料。「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」、区に事務移管されている処理について「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」である。

4点目、区で行っているアスベスト関連施策の資料をホームページから抜粋したものを提示している。資料の説明については以上である。

名取委員 大気汚染防止法の石綿除去工事の届出について、もう少し詳しく説明いただきたい。

環境政策課長 大気汚染防止法の届出対象の石綿の種類は、石綿とその他の断熱材、保温材、耐火被

覆材の大きく2つに分類されている。そのうち吹付けの石綿として届け出が出ているものは、毎年30件以上。そのほとんどが、吹付け石綿である。断熱材、保温材、耐火被覆材は1ケタ程度。

名取委員 では、建設リサイクル法のアスベスト有というのは、どういう内容かご説明を。

環境政策課長 建築課からもらった資料なので、詳しい内容は把握していない。

名取委員 この資料の別紙3の中の「建築物の解体等を行う場合は…」これは建築リサイクル法だけではなく、大気汚染防止法の内容も入っているのか。

環境政策課長 これは文京区の指導要綱に基づく届け出の案内となっている。建築リサイクル法とは別の根拠である。

名取委員 資料第5号のアスベストの①、②の件数は同じでなくてはいけいはず。この数字にズレがあることを把握しておかなくてはいけい。自治体でちゃんとチェックできているのか。

資源環境部長 大気汚染防止法と建設リサイクル法の届出の対象には違いがある。

名取委員 チェックの中身についてはどうなっているか。

資源環境部長 建設リサイクル法では、アスベストについてレベル1からレベル3のものまでを特定建設資材への付着物として届出書に記載している。

委員 建設リサイクル法の届出様式の中に、アスベスト有無のチェック項目があると思うが、それは国交省のものを使っているのか、または独自の様式なのか。

資源環境部長 法令等で定めている様式に準じている。

名取委員 なぜ、今回この話をするに至ったかということ、私は国土交通省の委員もさせてもらっていて、建設業の産業医として月1回都内のいろいろな自治体を巡視し、工事に立ち会っている。民間の除去工事の危険性については、報道されていないことも多いので、石綿が飛散している実態を知ってもらいたい。

石綿の除去工事は、以前は公的な発注工事が主体だったが、今は民間発注工事に移行してきている。2年前、関東の石綿除去工事をやっている数社の社長にヒアリングしたところ、石綿除去工事の8割は既に民間発注工事となっているという。法律遵守優先の公的工事から、コスト優先の民間工事が主体となり法律遵守されにくい状況となっている。

石綿の含有建材の調査票については、国が統一した様式を作っていない。ようやく国土交通省が昨年以降モデル事業を始めて、国交省に関連するものについてそれを使用できるようになったところである。中小規模のゼネコンが提出するアスベスト有無の事前調査の報告の精度については、正直かなり疑問点が残る。これが今の日本の現状。

都心の数区の調査・巡視をした経験からすると、かなり優良な除去工事の現場であるにもかかわらず、石綿飛散すれすれの工事が行われている。となると、文京区の工事の実態も懸念される。さしがや保育園の場合も事前調査が不十分だったから、このような事態が起きた。民間工事に対しては文京区も、より体制を強化して対応しないといけい。

以上、これまでの状況を踏まえて、ぜひ、文京区の大気汚染防止法、建設リサイクル法の関連部局の職員を対象に研修を行いたい。今年の秋には、座学で1日、可能な

範囲で現場の研修も行いたい。ポイントとしては、工事関連提出書類の書面チェック方法、現場巡視におけるチェック、自治体職員向けのマニュアルの作成の援助などを考えている。

文京区の石綿関連の体制は、さしがや保育園以降充実したが、その後の体制が旧態依然であってはいけない。第三者によるモニターが必要。ぜひ文京区で2日程度の研修を行って頂くなら、委員も協力していきたい。また、国土交通省の石綿含有建材調査者モデル事業4日研修が今年の秋にあるので、文京区の建築部署から参加者を出してほしい。

委員長 アスベストの問題は、回収した膨大な石綿をどこでどのように処理をするかという別の問題もある。放射性物質は半減期があるが、石綿は減るわけではないので、その部分では大変な問題だが、継続していくことが大事。

続いて、西田委員からも資料が。

西田委員 朝日新聞の5月16日付の記事と、資料7「石綿飛散防止対策に係る主な論点(素案)」であるが、これは、5月18日に開催された中央環境審議会大気環境部会で出された資料。

まず、朝日新聞では大気汚染防止法の法改正について、大きな点はアスベスト濃度の測定を義務付けること、立ち入り調査の権限を強化するという点。被災地仙台市で、アスベストが除去されないまま解体をために、大量に高濃度に飛散してしまったことを受けて、現状の大気汚染防止法ではアスベスト飛散防止ができないということで、今回の法改正に。

研修を行うのであれば、国の大気汚染防止法の改正内容について、文京区ではどのような対応をするのかということを考えていくべき。

名取委員 研修対象となる建設リサイクル法等、建築物のアスベストに関連する部署は？

資源環境部長 環境政策課については資源環境部が、建築課は別の部署の管轄になるが、部署を超えて研究させていただきたい。

環境政策課長 大気汚染防止法の改正は、23区の課長会でも情報が入っていない状態。最前線の情報があつたらぜひ教えてもらいたい。立ち入りの権限が強化されたということで、我々はそれを受けてどのように対応すべきかを検討しなければならない。

委員長 ちなみに前回の委員会では早期診断指標の話も出たが、今後は将来を見据えて、結論をすぐ出してやるというわけではないが、そういう内容についても委員会の中で取り上げていきたいと思う。

保育課長 ありがとうございます。名取先生、西田様からいただいた内容については、要綱上のいわゆる区長に対する提案として受け止めてよいか。

資源環境部長 提案として受け止める。

保育課長 最後になるが、今後の予定を。資料8号にある、3月の健康リスク相談・心理相談から5月の胸部X線写真読影、保管事業説明会については開催済み。

今後については、8月ごろに読影部会、9月ごろ健康リスク相談・心理相談、10月ごろ専門委員会の開催、来年の2月～3月頃に健康リスク相談・心理相談という予定で今年度は進めていきたい。よろしくお願いします。